管理規程に定めるべき事項

- 1. 路外駐車場の名称
- 2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地、並びに代表者の氏名及び住所)
- 3. 路外駐車場の供用時間に関する事項(休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻)
- 4. 駐車料金に関する事項

駐車料金の額は、確定額をもって定めなければなりません。また額の基準は、

- ・適正な原価を償い、適正な利潤を含む額を超えないこと。
- ・利用者に対して不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
- ・利用者の負担能力を超えるおそれのない額であること。
- 5. 路外駐車場の供用契約に関する事項

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含む必要があります。

- 6. その他
 - 路外駐車場の構造上駐車することのできない自動車
 - ・路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の内容

※管理規程の表示

路外駐車場の管理者は、利用者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。